

東成区民センター使用取消による使用料の還付について

平素より、東成区民センターをご利用いただきありがとうございます。
2021年4月1日より、下記のとおり使用料の還付にかかる取扱いが変更になります。ご利用の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

	2021年3月31日までに利用予約をされた方	2021年4月1日以降に利用予約をされた方
使用料の還付方法	口座振込	原則、窓口での現金払い
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・使用許可領収書（写し） ・本人確認書類 ・印鑑（シャチハタ不可）※認印要 ・委任状（代表者以外の方が還付請求される場合は、委任状と、委任された方の印鑑が必要です） 	
	・口座情報をご準備ください（金融機関名称、預金種別、口座番号、口座名義）	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・東成区民センター申込時の区役所附設会館使用申込書の代表者へ還付します。 ※代表者以外の方が還付請求される場合は、委任状が必要です。 ・窓口にて、使用許可取消申請書等必要書類を記入していただく必要があります。 	
	4月～5月は、還付の手続きに日数を要するため、6月以降の振込となる場合がありますのでご了承ください。取消の手続きは通常通り受け付けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・還付総額が1万円を超える場合は、後日の還付となることがあります。詳しくはお問い合わせください。 ・口座振込での還付を希望される場合は、振込手数料は利用者負担となりますのでご注意ください。

大阪市立東成区民センター 電話：06-6972-0717